

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務審査要領

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は100点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 全体評価 | (20点) |
| (2) 提案項目① | (15点) |
| (3) 提案項目② | (15点) |
| (4) 提案項目③ | (15点) |
| (5) 業務実施面 | (25点) |
| (6) 業務経費 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 開催日、場所

令和7年11月27日(木)(予定)

安芸市役所 第1・2会議室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。

イ それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分間設ける。

ウ 正式な日時、場所及び個別の開始予定時刻は、別途通知する。

(3) その他

ア プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は各参加者が持参すること。

イ 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) 審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。
- (4) 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- (5) 審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 審査基準

審査項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10	20
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10	
提案項目①	利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。			15
提案項目②	提案事業者のノウハウや知識等を活かして創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。			15
提案項目③	国の法改正等の示された内容を踏まえ、本市の実情に応じた計画策定が見込まれるか。			15
業務実施面	業務実施・支援体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	15
		各行程ごとに妥当な期間設定がなされ、業務完了までの過程が明確にされている。	5	
		計画策定に係る会議開催への支援体制は十分か	5	
	業務実績	他市町村及び本市での計画策定業務実績の受注実績があるか。		10
業務経費	見積金額	10点×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格＝得点 ※小数点以下切り捨て		10